

小売電気事業者さまの託送料金の算定誤りについて

この度、弊社システムの不具合により、一部の電気ご使用者さまの契約電力が適正に設定されず、その結果、小売電気事業者さまに対し、託送料金を誤って過少請求していることが判明しました。

ご迷惑をおかけしました電気ご使用者さま、並びに小売電気事業者さまに対して深くお詫び申し上げます。

今後、このような事象を起こすことのないよう、再発防止策を徹底してまいります。

1 対象の小売電気事業者さまと影響

- ・小売電気事業者 23 社（誤請求電気ご使用者さま数：1,342¹）
- ・過少請求額：2,959 千円²

- （ 1 ）平成 28 年 4 月 21 日から平成 29 年 2 月 14 日の期間において、弊社から小売電気事業者さまへ契約切替された低圧実量契約の電気ご使用者さまの一部
- （ 2 ）1 社あたり 5 千円～901 千円：平成 28 年 5 月～平成 29 年 2 月までの 10 か月間

2 小売電気事業者さまへのお詫びとご説明等

ご迷惑をおかけしました小売電気事業者さまに対して、個別にご連絡の上、速やかにお詫びとご説明を実施するとともに、正しい契約電力への見直しと、今後の清算の対応について進めさせていただきます。

3 原因

システム作業時に契約電力決定に使用する契約切替前の最大需要電力データを取得する機能の設定を誤りました。これにより、契約切替前の最大需要電力を取得できなくなり、切替後の最大需要電力を使用し、契約電力を算定していました。

なお、平成 29 年 2 月 15 日から契約切替前の最大需要電力を適正に取得しております。

4 再発防止策

- ・ 作業者の作業ミスを未然に防ぐことを徹底することや上席者によるチェック・審査を強化
- ・ 料金計算に影響を与えるデータの取得状況を監視する仕組みの強化
- ・ システム開発関係者全員に対する今回の誤り事例、及び再発防止策の周知徹底

以 上